

リスク管理債権の定義

1993 年 3 月期から協会基準。96 年 3 月、98 年 3 月、98 年 6 月改正銀行法による基準。

①破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により <u>元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないもの</u> として未収利息を計上しなかった <u>貸出金</u> （貸倒償却を行った場合を除く。②において「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金 ※法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号イからホ イ <u>更生手続開始の申立て</u> ／ロ再生手続き開始の申立て／ハ破産手続開始の申立て／ニ特別清算開始の申立て／ホ イからニまでに掲げる事由に準するものとして財務省令で
②延滞債権	未収利息不計上債権であって、①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの <u>以外の貸出金</u>
③ 3 ヶ月以上延滞債権	元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から <u>3 ヶ月以上遅延している貸出金</u> （①、②を除く）
④貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、 <u>金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金</u> （①～③を除く）

金融再生法開示債権の定義

* 金融再生法は 1998 年 10 月施行。貸出金に貸付有価証券等を含む。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生、更生手続などの事由により <u>経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権</u>
②危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、 <u>契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが</u> できない可能性の高い債権
③要管理債権	● 3 ヶ月以上延滞債権 および ● 貸出条件緩和債権 ※いずれも①、②を除く。（なお、要管理債権は貸出金単位で分類）
④正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外に区分される債権